

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程（昭和45年松戸市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下改正前欄にあつては「改正前部分」と、改正後欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分の文言を削る。
- (3) 改正後欄に「（削除）」と存在するときは、それに対応する改正前部分の目次、章、条、項、号等の全てを削る。
- (4) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 前		改 正 後	
別表第1		別表第1	
学校名	通学区域	学校名	通学区域
(略)		(略)	
松戸市立高木小学校	(略) ・八ヶ崎五丁目 (略)	松戸市立高木小学校	(略) (削除) (略)
(略)		(略)	
松戸市立八ヶ崎小学校	(略) ・馬橋のうち次の区域とする。 東条（1，847番地～1，875番地、1，880番地～1，882番地、1，922番地～1，938番地）、城之腰（1，939番地～2，031番地）、南竜房（3，002番地～3，068番地）、前田（2，176番地、2，202番地～2，207番地、2，209番地、2，210番地～2，228番地、2，231番地～2，237番地、2，240番地～2，284番地、2，303番地、3，073番地～3，086番地）、北竜房（2，315番地～2，410番地、2，854番地～3，000番地）	松戸市立八ヶ崎小学校	(略) ・馬橋のうち次の区域とする。 東条（1，847番地～1，875番地、1，880番地～1，882番地、1，922番地～1，938番地）、城之腰（1，939番地～2，031番地）、南竜房（3，002番地～3，068番地）、前田（2，176番地、2，202番地～2，207番地、2，209番地、2，210番地～2，228番地、2，231番地～2，237番地、2，240番地～2，284番地、2，303番地、3，073番地～3，086番地）、北竜房（2，315番地～2，410番地、2，854番地～3，000番地） ・八ヶ崎五丁目

	(略)		(略)
(略)		(略)	

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日において松戸市立高木小学校及び松戸市立八ヶ崎小学校の第1学年から第5学年までに在学している児童の通学区域については、この訓令による改正後の松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。